

2024年10月8日

各位

会社名 株式会社 SBI 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 川島 克哉

## 電子決済等代行業者との契約内容の一部公表について

株式会社 SBI 新生銀行(以下、「当行」)は、銀行法第五十二条の六十一の十第三項に基づき、電子決済等代行業者との契約内容の一部を公表いたします。

### ■ 契約先の電子決済等代行業者

事業者名	SBI レミット株式会社
接続サービス内容	キャッシュレス決済事業者向け API 連携サービス

#### 1. 賠償責任の分担

- 電子決済等代行業者が提供するサービスに関して利用者に損害が生じたときは、電子決済等代行業者が利用者に対して賠償又は補償します。
- 利用者に生じた損害が当行の責めに帰すべき事由によるものであるとき、電子決済等代行業者は利用者に対して賠償又は補償した損害を当行へ求償できる場合があります。

#### 2. 電子決済等代行業者が利用者情報の安全管理のために行う措置並びに当行が行う措置

- 当行が定める基準に則り、電子決済等代行業者は利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を実施します。
- 電子決済等代行業者がかかる措置を行わない場合、当行は必要に応じて接続サービス停止等の措置を行います。

#### 3. 連鎖接続先(電子決済等代行業再委託者)の取扱いに関する措置

- 電子決済等代行業者は連鎖接続先に対して、自らが当行に負う利用者情報の適正な取扱いと安全管理のために行う措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- 電子決済等代行業者がかかる措置を行わない場合、または連鎖接続先がかかる義務を遵守していないと判断する場合、当行は必要に応じて接続サービス停止等の措置を行います。

以上